

令和5年第12回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和5年12月15日(金) 午前9時00分～午前9時23分
- 2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (11人)

会 長	11番	木 立 康 行	
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文	
委 員	2番	今 隆 俊	3番 石 澤 孝 知
	4番	長 内 康 之	5番 木 村 功
	6番	高 橋 英 子	8番 大 平 成 年
	9番	工 藤 元 伸	12番 佐 藤 国 雄
	13番	佐 山 秀 夫	
- 4 欠席委員 (2人)

1番 佐 藤 陽 介	7番 工 藤 勝 彦
------------	------------
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (5人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・山形地区	山 口 貴 佳
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・六郷地区	加 藤 浩 揮
・中野地区	櫻 庭 太 志		
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (1人)

・黒石地区	高 木 一 弥
-------	---------
- 7 議事参与の制限委員 (2人)

3番 石 澤 孝 知	9番 工 藤 元 伸
------------	------------
- 8 付議案件

報告第24号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第25号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第55号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第56号	農用地利用集積計画の決定について
- 9 事務局職員

事務局長	中 田 憲 人
事務局長補佐	工 藤 英 樹
主査	山 田 和 晶
主事	福 澤 野 亜

中田事務局長	定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 本日は、佐藤陽介委員、工藤勝彦委員、高木一弥推進委員から欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和5年第12回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が11人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、5人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、9番工藤元伸委員、10番佐藤孝文委員をお願いします。 書記には事務局の工藤補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第24号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第24号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和5年11月受理分は、相続が7件、総面積83,683㎡、田が40筆51,053㎡、平畑が18筆17,753㎡、樹園地が10筆14,877㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。

委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第25号は、農地法施行規則第18条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号24番は、馬場尻西の畑、ほか3筆合計3,390㎡を賃貸人の都合により、令和5年11月10日に合意解約したものです。 受付番号25番は、大字浅瀬石字桜田の田、2,746㎡を賃貸人の都合により、令和5年11月9日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第55号につきましては、3番石澤孝知委員が審議対象となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (石澤孝知委員退席) それでは、議案第55号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事	議案第55号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が2件、所有権移転が6件です。 6ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号10番は、大字花巻字南家岸の樹園地、2,954㎡を10年間貸借するものです。 受付番号11番は、大字牡丹平字柏木山根の樹園地、3,153㎡を10年間貸借するものです。 7ページに移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号49番は、大字牡丹平字福民出石田間の畑、921㎡を妹から兄への贈与により取得するものです。

	受付番号５０番は、大字黒石字弥九郎の田、１，９００㎡を贈与により取得するものです。 受付番号５１番は、馬場尻西の畑、ほか３筆合計３，３９０㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 ８ページに移ります。 受付番号５２番は、大字南中野字オノ神の畑、ほか１筆合計７４７㎡を新規農家のため、売買により取得するものです。 受付番号４９番、５２番は新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。 受付番号５３番は、西ヶ丘の畑、９３㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号５４番は、大字北田中字村後北の畑、２５８㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、６番高橋英子委員に報告をお願いします。
高橋英子委員	今回申請があった農地について、去る１２月５日、佐藤孝文委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査ならびに現地調査した結果を報告します。 （１）使用貸借権設定です。 受付番号１０番、１１番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はそれぞれ、りんごの栽培が行われます。 （２）所有権移転です。 受付番号４９番は新規農家としての申請のため、聞き取り調査をした内容を報告します。 申請人は元々申請地を保全管理しており、今後は自家消費のやさいを耕作する目的で申請に至ったとのことです。 農作業経験は農地の管理、手伝い等が１０年ほどで、農業機械等は、妹が使用していた耕運機を借り入れすることと、農業への意欲もあることから農地を取得することに問題はないと思われます。 受付番号５０番は、贈与による申請です。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号５１番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は畑で、権利取得後は桃、柿の栽培が行われます。 受付番号５２番は、新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。

	申請人は、県外に在住していましたが、母が元々黒石市に住んでおり、申請人が仕事を定年退職すると共に、黒石市に住所を移し、自家菜園を耕作する目的で申請に至ったとのこと。農作業経験は、母の自家菜園の手伝いを10年ほどで、農業機械等は、知り合いの農家から借り入れるとのこと、農業への意欲もあることから農地を取得することに問題はないと思われます。 現況は畑で、権利取得後はかぼちゃ、じゃがいも、枝豆、食用菊の栽培が行われます。 受付番号53番、54番は、耕作便利のための申請です。 現況は畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 今回申請があった8件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	所有権移転の49番と52番について新規就農だと思いますが、この方達は新規就農申請していますか。
中田事務局長	申請はしていません。
佐藤国雄委員	わかりました。
議長	ほかにご質問ございませんか。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第55号は、原案のとおり決定いたします。 (石澤孝知委員指定席に着く) 次の議案第56号につきましては、3番石澤孝知委員と9番工藤元伸委員が審議対象となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (石澤孝知委員、工藤元伸委員退席) それでは、議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。 事務局の説明をお願いします。
山田主査	議案第56号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附

		則第5条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が13件、所有権移転が3件です。 別紙10ページから説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号81番から89番は、同一の借人で、全て5年間10a当たり12,000円で、再設定するものです。 受付番号90番は、あけぼの町の田、2,000㎡を5年間10a当たり12,000円で、新規設定するものです。 受付番号91番は、大字黒石字弥九郎の田、6,479㎡を5年間10a当たり12,000円で、再設定するものです。 受付番号92番から93番は、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号92番は、大字上十川字大野四番の田、3,029㎡を10a当たり10,000円で10年間の設定です。 受付番号93番は、大字上十川字北原五番の田、2,185㎡を10a当たり10,000円で10年間の設定です。 13ページへ移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号41番は、大字上十川字北原五番の田、3,488㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号42番は、大字黒石字弥九郎の田、ほか3筆合計7,444㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号43番は、馬場尻東の田、ほか1筆合計6,623㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第56号は、原案のとおり決定いたします。 (石澤孝知委員、工藤元伸委員指定席に着く) これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和5年第12回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時23分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月15日

議長 水立康行

議事録署名者

工藤元伸

議事録署名者

佐藤孝久